

公益財団法人鳥取県スポーツ協会の事務局組織及び 指定管理施設の管理組織に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「本会」という。）の事務局及び鳥取県から管理運営を委託された体育施設等（以下「指定管理施設」という。）の管理組織及びその分掌を定めるとともに、組織上必要な事項を規定することを目的とする。

(事務局及び指定管理施設)

第2条 協会に事務局及び指定管理施設を置く。

2 事務局に事務を分掌させるため次に掲げる担当を置く。

- (1) 総務担当
- (2) 競技力向上担当
- (3) 生涯スポーツ担当

3 指定管理施設は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県立布勢総合運動公園	鳥取市布勢
鳥取県立鳥取産業体育館 鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市天神町
鳥取県立倉吉体育文化会館	倉吉市山根
鳥取県立米子産業体育館	米子市東福原
鳥取県立武道館	米子市両三柳
米子市皆生市民プール	米子市皆生温泉

(事務分掌)

第3条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務担当

- ア 定款の変更及び諸規程の制定並びに改廃に関する事。
- イ 評議員会、理事会、常務理事会及び専門委員会（運営委員会）に関する事。
- ウ 事業等の企画調整に関する事。
- エ 事務局及び指定管理施設の組織並びに職員の任免、その他の人事及び研修に関する事。
- オ 予算及び決算に関する事。
- カ 会計経理に関する事。

- キ 資金計画及び資金運用に関すること。
 - ク 庶務に関すること。
 - ケ 本会への加盟等及び加盟団体負担金に関すること。
 - コ 指定管理者制度に関すること。
 - サ 指定管理施設の連絡調整及び指導に関すること。
 - シ その他、他の部門の所管に属さないこと。
- (2) 競技力向上担当
- ア 国民体育大会に関すること。
 - イ 競技力向上諸事業に関すること。
 - ウ 専門委員会（スポーツ医・科学委員会、競技力向上委員会、国体選手選考委員会）に関すること。
 - エ 加盟団体及び日本スポーツ協会との連絡調整に関すること。
 - オ その他競技力の向上に関すること。
- (3) 生涯スポーツ担当
- ア 県民スポーツレクリエーション祭及び各種体育大会に関すること。
 - イ スポーツの国際交流に関すること。
 - ウ 表彰に関すること。
 - エ 専門委員会（生涯スポーツ推進委員会、表彰選考委員会）に関すること。
 - オ スポーツ少年団に関すること。
 - カ 総合型地域スポーツクラブに関すること。
 - キ その他生涯スポーツに関すること。
- 2 指定管理施設の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 施設設備の保全管理に関すること。
 - (2) 利用者の応接その他施設の運営に関すること。
 - (3) 施設の会計経理及び施設利用料の徴収に関すること。
 - (4) その他施設の業務に関すること。

(事務局の職員)

第4条 事務局に事務局長、リーダー、スタッフ及び体育指導員を置く。

- 2 必要があると認めるときは、事務局に事務局次長、統括主幹、主幹、副主幹、サブリーダー、クラブアドバイザー、その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、会長、専務理事の監督のもとに本会のすべての業務を掌理し、本会のすべての職員を指揮監督する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある場合は、その職務を代行する。
- 5 統括主幹は、上司の命を受け、重要課題を担当する。
- 6 リーダー及び主幹は、上司の命を受け担当の事務を掌理する。
- 7 サブリーダー及び副主幹は、上司の命を受け、その担当に属する事務を処理する。

8 スタッフ、クラブアドバイザー及び体育指導員は、上司の命を受け、担当業務に従事する。

(指定管理施設の職員)

第5条 指定管理施設に園長又は館長、スタッフ及び体育指導員を置く。

2 必要があると認めるときは、指定管理施設に次長、主幹、副主幹、主任体育指導員、その他の職員を置くことができる。

3 園長又は館長は、指定管理施設の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、園長又は館長を補佐し、園長又は館長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 主幹、副主幹及び主任体育指導員は、上司の命を受けその担当に属する事務を処理する。

6 スタッフ及び体育指導員は、上司の命を受け、担当業務に従事する。

(職員の事務分担)

第6条 職員の事務分担は、事務局にあつては事務局長が、指定管理施設にあつては園長又は館長がそれぞれ年度当初に定め、会長に報告しなければならない。年度中途に置いて事務分担を変更したときもその都度報告しなければならない。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。